⑤	国庫納付等の方法		現物納付による国庫納付（独立行政法人通則法第46条の２第１項）	現物納付による国庫納付（独立行政法人通則法第46条の２第１項）
⑥	譲渡収入の額			
⑦	控除費用			
⑧	国庫納付等の額納付等年月日	(1)国庫納付額	715,178,716	11,681,312
		納付年月日	平成28年１月25日	平成28年２月５日
		(2)地方公共団体への払戻額		
		納付年月日		
		(3)その他民間等への払戻額		
		納付年月日		
⑨	減資額		715,178,716	11,681,312
⑩	備考		用途：被災労働者（外傷性せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者）の社会復帰の促進のためのリハビリテーション作業施設 場所：長野県諏訪郡	

21.〔重要な後発事象〕

(1)　独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」（平成27年法律第17号。以下「法律」という。）により、法律施行時（平成28年４月１日）に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は解散した上で、その組織及び業務を当機構に統合し、研究所が有する権利及び義務のうち国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務を当機構が承継いたしました。

また、化学物質の有害性調査が業務に追加され、国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものについて、当機構が承継いたしました。

この統合により、当機構の名称を独立行政法人労働者健康安全機構と改めております。

(2)　厚生年金基金の代行部分について

当機構が加入している労働関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成28年４月１日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けており、今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益等及び退職給付債務の消滅を認識する予定となっております。

なお、当該影響額は未確定であります。

独立行政法人日本貿易振興機構平成27事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構平成27事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

平成28年10月11日

東京都港区赤坂一丁目12番32号
独立行政法人日本貿易振興機構
理事長　石毛　博行

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		9,347,093,331	
未収入金		2,541,841,579	
たな卸資産		21,779,953	
前渡金		125,284,766	
前払費用		389,583,198	
未収収益		16,756	
為替予約		62,883,751	
その他の流動資産		13,318,555	
貸倒引当金		△ 562,854	
流動資産合計			12,501,239,035
Ⅱ　固定資産			
有形固定資産			
建物	16,972,883,618		
減価償却累計額	△ 6,640,801,775		
減損損失累計額	△ 33,343,338	10,298,738,505	
構築物	204,994,850		
減価償却累計額	△ 128,484,818	76,510,032	
車両運搬具	387,224,426		
減価償却累計額	△ 272,345,721	114,878,705	
工具器具備品	2,055,384,859		
減価償却累計額	△ 1,608,803,634	446,581,225	
土地	30,197,502,100		
減損損失累計額	△ 19,025,000	30,178,477,100	
有形固定資産合計		41,115,185,567	
無形固定資産			
商標権		3,247,547	
ソフトウェア		171,138,145	
電話加入権		972,000	
無形固定資産合計		175,357,692	